

明石市立市民病院のあゆみ

昭和25年10月25日 明石市立市民病院として開設許可

平成23年10月 1日 地方独立行政法人明石市立市民病院へ移行

平成24年 4月 1日 「がん診療連携拠点病院に準じる病院」として認定

平成24年 6月 1日 「かかりつけ医」を持ちましょう! キャンペーンを実施

平成24年 9月 7日 平成24年度救急業務等功労者知事表彰を受賞

平成24年11月 3日 第1回病院まつりを開催

平成24年12月 1日 診療部に救急総合診療科を設置

平成25年 8月 1日 病院敷地内全面禁煙を開始

平成25年 9月24日 電子カルテを導入 外来診療を全科予約制に移行(救急を除く)

平成25年11月12日 兵庫県知事より地域医療支援病院の承認を受ける

平成26年10月 1日 地域包括ケア病棟を開設

平成27年 2月 2日 人工透析室を移設・増床し、「腎・透析センター」(17床)に改称

平成28年 1月 16日 明石市より災害対応病院の指定を受ける

総合内科を設置

平成29年 1月 1日 内科を分けて血液内科、腎臓内科、糖尿病内科とする健診科を設置

平成29年 4月 1日 一般外科・乳腺外科を設置

平成30年 5月 1日 明石市立市民病院訪問看護ステーションを開設



第1回病院まつりのようす



腎・透析センター

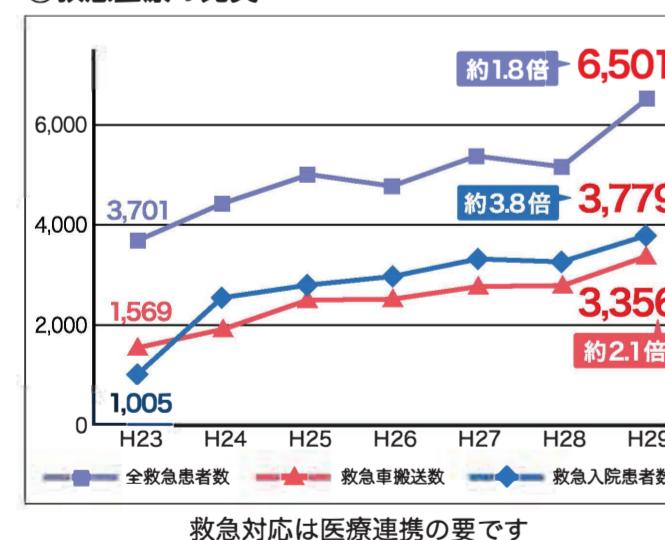
平成28年10月 ユニフォーム変更
職種ごとに見分けがつくようになりました!

定期的に行われる災害訓練のようす

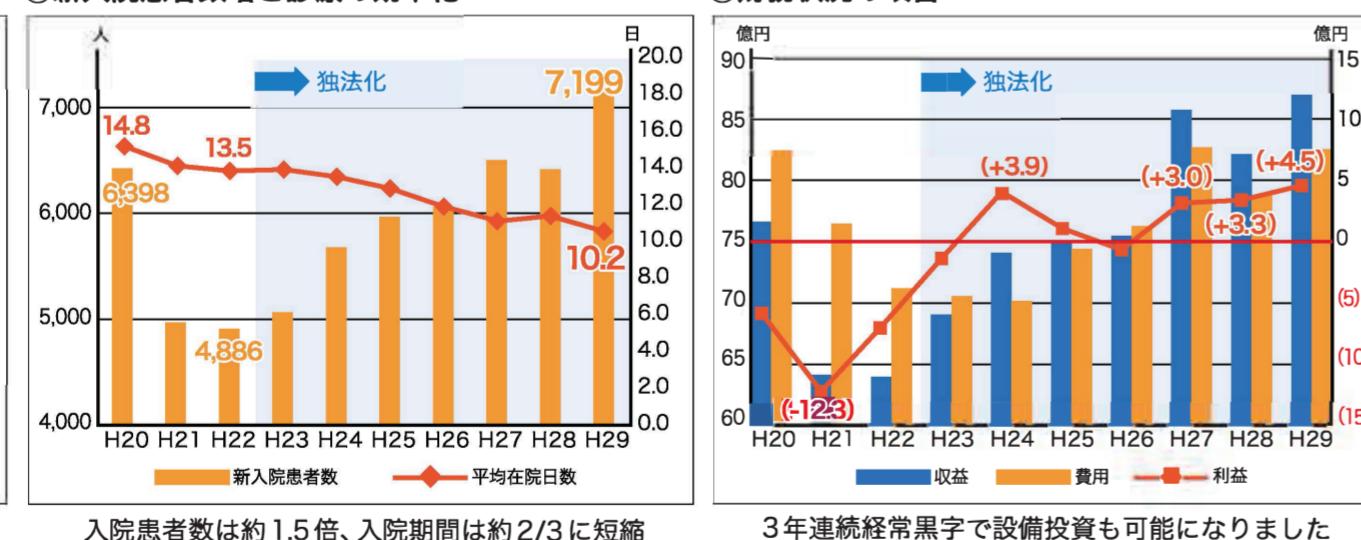
数字で見る明石市立市民病院

地方独立行政法人として再出発してから今年で7年目、地域の医療を守るために当院が取り組んできた診療体制の充実と経営改善の実績に関して紹介します。診療体制の充実(総合内科の新設と専門内科分科などの内科再編、消化器内科や外科系医師の増員、耳鼻咽喉科の常勤医師の着任など)により、救急体制も強化され、年間救急車受入台数・新入院患者数も年々増加(グラフ①②)し、地域の医療機関とも良好な連携が維持できております。経常収支も巨額の赤字を示していた状況から脱し、特にこの3年は安定した黒字経営(グラフ③)を続けることができました。これからも市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える地域医療支援病院として引き続きまい進してまいります。

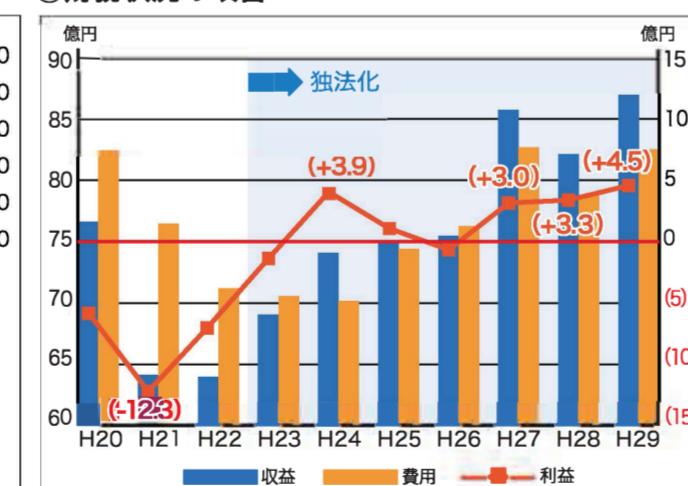
①救急医療の充実



②新入院患者数増と診療の効率化



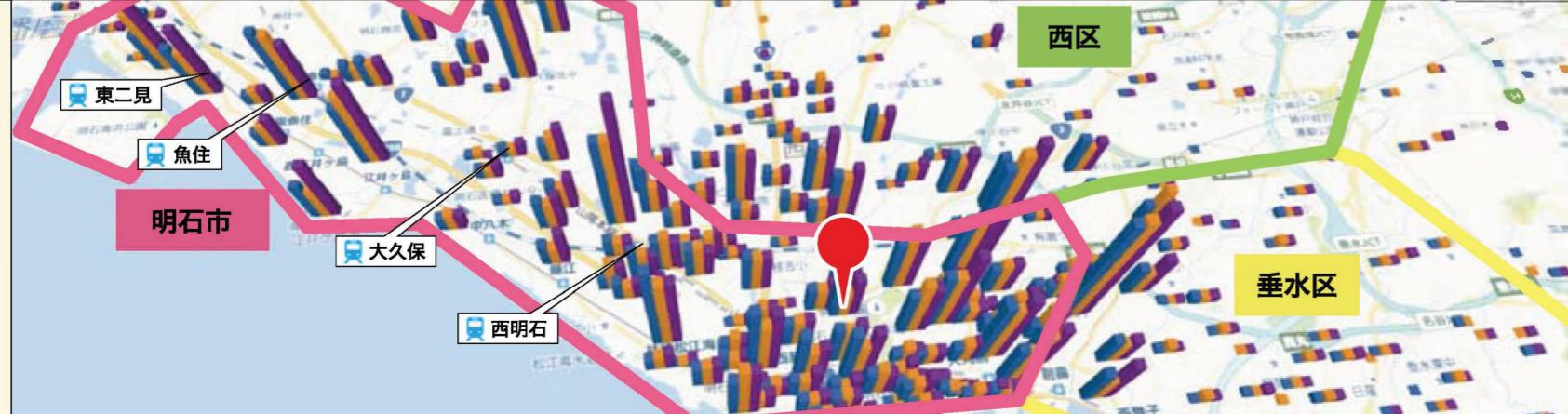
③財務状況の改善



④退院患者さんの分布

明石市のほか、神戸市の西区・垂水区からもご来院いただいています

当院
平成27年
平成28年
平成29年



在宅から入院そして在宅へ

地方独立行政法人
明石市立市民病院理事長

藤本莊太郎

地域をひとつの病棟として

全国自治体病院協議会前会長
赤穂市民病院名誉院長

邊見公雄

対
談

藤本：近年の国の医療費抑制の流れのなかで医療機関の経営は非常に厳しくなっています。私どもの規模の自治体病院は、これからの超高齢社会においては以前のように急性期医療だけで運営できる時代ではなくなってきたと考えており、「在宅から入院そして在宅へ」を合言葉に新たな地域医療に貢献したいと考えています。全国で約880病院を束ねる全国自治体病院協議会の会長を10年以上にわたり務めてこられた先生はどのようにお考えでしょうか。

邊見：その通りですね。これからの地域医療は「地域をひとつの病棟」と考えるシステム、すなわち地域包括ケアシステム(図参照)で医療を再構築するわけです。今年度の診療報酬改定でもそのような強いメッセージが示されています。

明石市立市民病院が自治体病院として目指すべき方向性

藤本：私どもの病院は、8年前に医師不足による経営危機を迎えたが、地方独立行政法人化(独法化)することにより経営の自由度を得て、なんとか診療体制と財務の健全化の道筋を立てまいりました。この再生の過程で、市民の皆様、さらには医師会の先生方からの「私たちの市民病院が昔のように良くなってほしい」という切実なお声に励ましてやってきたわけです。これからの自治体病院はどうあるべきか、先生のお考えをお聞かせください。

邊見：自治体病院にも大小さまざま規模があり、地域から求められる機能も様々です。明石市立市民病院のような地域密着型の総合病院の場合、この日進月歩の医療革命の時代において急性期医療だけで運営することは、人的確保や財政支援の面でもなかなか困難であると思います。国が示す地域医療構想では、急性期・回復期・慢性期の大きく分けて三つの入院機能で病院を再整備することになっています。地域密着型の自治体病院は医療介護一体改革の道筋に沿って、「ときどき入院、ほぼ在宅」という超高齢社会において求められる回復期・慢性期(在宅)の地域医療をどこまで支援できるかも重要なポイントになると思います。

藤本：私は、病院再建の過程では救急医療を充実させて、地域住民および診療所の先生方に安心していただけるような診療体制の確保に努めさせていただきました。結果として、救急車の受け入れ台数はここ数年で2倍になり、年間3,400台に増加しています。それに伴い検査件数や手術件数も著しく増加しましたが、入院診療の効率化により入院患者様の平均在院日数は、独法化前の13.5日から10.2日へと短縮しました。一方、退院される患者様が自信を持って自宅へお帰りいただくために、そして自宅で急変された際に

地域包括ケアシステムとは

入院が必要になったら病院へ、退院できる状態になったら「住まい」へ戻り、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問介護などの様々なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、切れ目のない支援を行うしくみです。

当院では、医療と介護の一体改革のなか、市民病院として「在宅から入院、そして在宅へ」を合言葉に、介護の分野にも気配りしながら市民の皆さんに信頼される診療体制を確立させてまいります。

地域包括ケアシステムのイメージ

